

さぬき市病院事業公告第2号

次のとおり医療情報システム更新整備事業を行うので公告する。

令和8年4月28日

さぬき市病院事業管理者 石井知也

1 事業名

令和8年度さぬき市民病院医療情報システム更新整備事業

2 プロポーザル実施要領の位置付け

本プロポーザルの実施要領は、さぬき市民病院（以下「当院」という。）が更新整備する医療情報システムについて、公募型プロポーザル方式により当該システムの納入及び構築を行う者の決定に係る優先交渉権者を公平かつ適正に選定し、本事業を円滑に遂行するために交付するものである。

3 プロポーザルに付する事項

(1) 整備物品名

さぬき市民病院医療情報システム

(2) 整備物品の概要

別紙2のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、市場の動向などによる納期の遅延は速やかに当院と協議を行うこと。

(4) 稼働開始の予定

令和9年1月から同年3月末までの期間で、当院と協議の上、決定する。ただし、履行期間の延長を当院が認めた場合は、その履行期間に準ずるものとする。

(5) 納入場所

さぬき市民病院（香川県さぬき市寒川町石田東甲387番地1）

(6) 問合せ先

〒769-2393 香川県さぬき市寒川町石田東甲387番地1
さぬき市民病院経営管理局経営企画課担当 佐々木
電話番号 0879-43-2521

FAX 0879-43-1530

E-mail hp.sabisu@gmail.com

4 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルの参加を希望する者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者とする。
- (2) プロポーザル参加資格確認の期間中に、香川県から指名停止を受けていない者とする。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないものとする。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、その決定を受けた日を審査基準日とする経営事項審査を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた者（確定した者に限る。）で、再生手続開始の決定を受けた日又は再審査の申請をする日の直前のその者の事業年度終了の日のいずれか遅い日を審査基準日とする経営事項審査を受けた者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属していないものであること。
- (5) 過去5年以内の実績として、100床以上の医療機関における医療情報システムの新規導入、更新整備等に対する支援業務の実績を3件以上有するもの
- (6) 過去5年以内の実績として、100床以上の医療機関において電子カルテ、オーダーリング、医事会計システム等の構築、運用及び保守を実質的に行った実績を1件以上有する統括プロジェクトリーダーを選出できる者であること。
- (7) 過去5年以内の実績として、100床以上の医療機関において、当該システム相当のシステムの構築、運用及び保守を実質的に行った実績を1件以上有するプロジェクトリーダーを選出できる者であること。

5 審査の方法及びシステム納入者の決定方法

審査は、「さぬき市民病院医療情報システム選定委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。

プロポーザル参加資格者（以下「参加資格者」という。）から提出される提案書類による書類審査及びこの提案書類等に基づいたプレゼンテーション（提案説明）とヒアリング（質疑応答）による対面審査に当該システムの構築と運用に係る見積金額とを合わせて総合評価とする。

その結果から、同委員会において審議の上、優先交渉権者を選定し、これに基づき、さぬき市病院事業管理者がシステム納入者を決定する。

6 契約の方法

契約の方法は、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2の規定により随意契約とする。

7 本事業に関するスケジュール

実施事項	日程
プロポーザル実施要領等の交付及び参加申資格申請の受付期間	令和8年4月28日（火） ～同年5月22日（金）
参加資格合否決定通知	令和8年5月27日（水）
プロポーザルに関する質疑書の受付期間	令和8年5月27日（水） ～同年6月8日（月）
質疑書の質問に対する回答	令和8年6月11日（木）
提案書等提出期限	令和8年6月23日（火）
プレゼンテーションの実施	令和8年6月30日（火）
優先交渉権者の決定通知	令和8年7月3日（金）
契約交渉及び締結	令和8年7月3日（金）～

8 プロポーザルの手続き等に関する事項

(1) プロポーザルの実施要領等の交付

令和8年4月28日（火）に、当院ホームページ等により公告する。

(2) プロポーザル参加資格確認申請書の提出

① 受付期間

令和8年4月28日（火）から同年5月22日（金）17時までとする。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）は除く。

② 提出場所

本要領中‘3 プロポーザルに付する事項(6)問合せ先’と同様とする。

③ 提出書類

添付資料「提出書類作成要領及び様式集」の2（1）に定めるところ

による。

④ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便にて令和8年5月22日（金）17時必着とする。

(3) プロポーザル参加資格合否決定の通知

① 通知日

令和8年5月27日（水）

② 通知方法

FAXにて通知の後に、1週間以内に通知書原本を郵送する。

③ 合格者への詳細資料の配布

合格者へ合否通知と共に各種様式及び仕様書を配布する。

配布については、電子媒体の配布とし、Eメールのほか要望があれば合格者が持参したUSBメモリなどの媒体に配布する。

(4) プロポーザル実施要領等に関する質疑の受付等

① 受付期間

令和8年5月27日（水）から同年6月8日（月）17時までとする。

② 受付方法

受付期間中に質疑書（様式第7号）に、必要事項を記入の上、FAXにて提出すること。その後、1週間以内に原本を持参又は郵送にて提出すること。

なお、提出期限までに原本の提出が可能な場合は、FAXによる提出は不要とする。

また、質疑が無い場合であっても、「質疑なし」と記載し、質疑書は提出すること。

③ 質疑の回答期限

令和8年6月11日（木）

④ 回答の方法

他の参加資格者の質疑内容及びその回答も含め、参加資格者全員に対しFAXにて通知する。

(5) 提案書類等の提出

① 受付期間

令和8年5月27日（水）から同年6月23日（火）17時までとし、12時から13時までを除くものとする。ただし、休日等は、終日除くものとする。

② 提出場所

本要領中‘3 プロポーザルに付する事項(6)問合せ先’と同様とする。

③ 提出部数

提出書類作成要領及び様式集の2に定めるところによる。

④ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便にて、令和8年6月23日（火）17時必着とする。

(6) プレゼンテーション（対面審査）の実施

① 実施日時

令和8年6月30日（火）

参加資格者のプレゼンテーション開始時間は追って通知する。

② 実施場所

さぬき市民病院2階会議室

③ 審査内容

1者あたり40分以内とする。

なお、内容は、記述式回答の概要説明20分及び質疑応答20分を予定する。

④ 出席者

1者当たり5人以内とする。

なお、統括プロジェクトリーダーの出席を必須とし、記述式回答の概要説明を行うこと。

(7) 優先交渉権者の決定通知

① 通知日

令和8年7月3日（金）

② 通知方法

FAXにて通知の後に、1週間以内に決定通知書の原本を郵送する。

9 その他

(1) 参加資格者の失格

参加資格者が次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

① 本プロポーザルの実施期間中に委員会の委員に接触を求めた場合

② 本プロポーザルの実施に際し、審査の公平性を害する行為を行った場合

③ プロポーザル参加資格確認申請書の提出日から契約の締結日までの間に4-(1)から(4)までの事項に加え、社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

(2) 提出書類の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された書類が無効となり、参加資格を失うことがある。

- ① 提出方法、提出期限及び提出場所が遵守されていないもの
- ② 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 経費の負担

本プロポーザルにおいて参加に要する全ての経費は、参加者の負担とする。

(4) その他

- ① 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- ② 提案書類を提出した者は、その内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務が生じる者とする。
- ③ 提出された書類は返却しない。
- ④ 提出された書類に虚偽の記載をした場合、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- ⑤ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ⑥ 提出された書類及び審査結果は、公正性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
公表を求めない場合には、その旨を任意の様式にて申し出ることとし、申し出がなかった場合は、公表に同意したものとする。
なお、公表を求めない場合においても、「公表を求めない旨」は公表するものとする。
- ⑦ 参加資格者名を公表することがある。
- ⑧ 公表している資料を除き、当院から受理した資料は、事務局の了解無く公表及び使用することはできない。
- ⑨ 提出された書類を提出期限以降に差替え又は再提出することは認められない。
- ⑩ 提出された書類に記載した統括プロジェクトリーダーは、本事業における進捗状況、各種提案等を直接管理する者で、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。
- ⑪ 本プロポーザルの参加に伴い、預かった個人情報、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供しない。

⑫ 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。